

## 柏市国民保護計画の変更について

### 1 柏市国民保護計画について

柏市国民保護計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」に基づいて作成したもので、国民の安全を脅かす事態が発生した場合等に、国民の生命、身体及び財産を保護するため、市の実施する避難、救援、武力攻撃災害への対処や、平素からの訓練、啓発等に関する事項を定めています。

なお、国民保護法により、国は基本指針を定め、都道府県はこれに基づき国民保護計画を作成し、市町村は都道府県国民保護計画に基づき市町村国民保護計画を作成しなければならないと定められています。

北朝鮮によるミサイル発射事案が頻発する等の状況の中、国民保護事案に適切に対処し、国民保護体制の実行性を確保するためには、市町村国民保護計画の適切な変更の徹底が求められています。

### 2 柏市国民保護計画変更の概要

本案では主に下記事項に関して変更しています。

#### (1) 国が定める基本指針の変更内容の反映

##### ア 訓練関係《変更案 P37,38》

N B C 攻撃への対応訓練や地下への避難訓練、様々な情報伝達手段を用いた訓練等を例示として追加

##### イ 避難施設関係《変更案 P41》

「避難施設の指定」の項目に、施設の収容人数等を把握し、必要な情報を提供するなど県に協力することを明記

#### (2) 柏市の組織改編の反映

##### ア 危機管理部の新設

令和4年度に危機管理部を新設され、総務部が所管していた「国民保護計画に関すること。」の事務を危機管理部に

移管したことを反映

イ その他組織改編の反映

現行国民保護計画改定（令和3年5月改定）後の組織改編を反映